

## 7 金融・証券・保険関係

### (1) 金融

規制緩和推進3か年計画(再改定)(平成12年3月31日閣議決定)における決定内容						
事項名	措置内容	実施予定時期			講ぜられた措置の概要等	備考
		平成10年度	平成11年度	平成12年度		
金融機関に係る許認可等の事務手続	金融機関に係る許認可等の事務手続の簡素化・迅速化・明確化等に向けて、個々の事由に応じて具体的な措置を検討し、結論を得たものから逐次実施する。	一部措置済 10年6月10日 (金融監督庁関係) 10年6月17日 (農林水産省関係) 10年6月8日 (労働省関係)	11年度以降 〔検討〕 〔逐次実施〕		(金融庁・厚生労働省) 許認可等の事務手続の簡素化・迅速化・明確化等に向けて、結論を得たものから逐次法令、事務ガイドラインの改正により所要の措置を実施した。  (農林水産省) 農林中央金庫法(平成13年法律第93号)(平成14年1月施行)、農業協同組合法の一部を改正する法律(平成14年法律第94号)(平成14年1月施行)、農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令等の一部を改正する命令(平成13年内閣府・農林水産省令第21号)(平成14年1月施行)により措置済。 水産業協同組合法等の一部を改正する法律(平成14年法律第75号)(平成15年1月施行)、漁業協同組合等の信用事業に関する命令の一部を改正する命令(平成14年内閣府・農林水産省令第13号)(平成15年1月施行)により措置。	
42 商品投資に係る事業規制	商品投資に係る事業の規制に関する法律第2条第1項第1号又は第2号に掲げる商品投資により運用する金額の合計が、運用財産の総額の3分の1超で、かつ、同法第2条第1項に規定する商品投資が運用財産の総額の2分の1以内の場合における金融商品の組み入れ及び貸付債権を投資の対象とすることについて、ディスクロージャーの在り方等をあわせ、検討し、結論を得る。		11年度 (検討)	12年度 (結論)	(金融庁・農林水産省・経済産業省) 商品投資に係る事業の規制に関する法律第2条第1項第1号又は第2号に掲げる商品投資により運用する金額の合計が、運用財産の総額の3分の1超で、かつ、同法第2条第1項に規定する商品投資が運用財産の総額の2分の1以内の場合における金融商品の組み入れを可能とするとともに、顧客へのディスクロージャーを拡充(平成15年度早期に措置)。	

規制緩和推進3か年計画（再改定）（平成12年3月31日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成10年度	平成11年度	平成12年度		
46 信用金庫等への政府関係機関等資金運用先等の拡大	以上のほか、法改正を要するものも含めて、資金運用先の拡大に努めるものとする。	一部措置済 10年7月28日 10年10月26日	11年度以降		（国土交通省・経済産業省） 独立行政法人通則法（平成11年7月16日法律第103号）第47条により措置（独法化後、当該規定に基づき運用先を拡大）。（地域振興整備公団）	

## (2) 証券

規制緩和推進3か年計画（再改定）（平成12年3月31日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成10年度	平成11年度	平成12年度		
証券総合口座の年金等の振込	証券総合口座への年金等の振込を平成11年度以降、実施に向けて準備する。	10年度検討済	11年度以降 （要請があれば逐次実施）		（金融庁） 金融庁においては検討済みであり、関係他省庁等による整備がなされれば実施可能。要請があれば、逐次実施。	
24 有価証券報告書等の電子化	有価証券報告書等のディスクロージャー制度の電子化を行うこととし、具体化に向けた検討を行い、結論を得る。		11年度 （結論）		（金融庁） 平成12年5月に証券取引法が改正され、有価証券報告書等の開示書類等の電子化が平成13年6月より順次実施されることとなった（任意適用期間を経た後、平成16年6月からは一部の開示書類等を除き原則義務化）。 ・有価証券報告書、半期報告書等の電子化 （平成13年6月1日施行） ・有価証券届出書、有価証券通知書等の電子化 （平成14年6月1日施行） ・大量保有報告書等の電子化 （平成14年6月1日から平成15年6月1日までの間の政令で定める日から施行）	

### (3) 保険

規制緩和推進3か年計画（平成12年3月31日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成10年度	平成11年度	平成12年度		
生・損保子会社による相互参入の範囲	日米保険協議の決着を踏まえ、子会社による第3分野相互参入については、主要分野（損保分野）の規制緩和を実施他の地、遅くとも2001年までに現在の激変緩和措置を終了する。	10年度以降（準備）			（金融庁） 子会社による相互参入については、2001年1月に激変緩和措置が解禁されており、措置済。	